

四日市市告示第 3 3 号

四日市市身体障害者用自動車改造費助成事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成 2 7 年 1 月 2 8 日

四日市市長 田 中 俊 行

四日市市身体障害者用自動車改造費助成事業実施要綱

四日市市身体障害者用自動車改造費助成事業実施要綱（平成 1 7 年四日市市告示第 9 9 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（交付申請）</p> <p>第 4 条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ身体障害者用自動車改造費助成申請書（第 1 号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)から(4)まで （略）</p> <p><u>(5) 市長が必要と認める書類</u></p>	<p>（交付申請）</p> <p>第 4 条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ身体障害者用自動車改造費助成申請書（第 1 号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)から(4)まで （略）</p>

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

（健康福祉部障害福祉課）